



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:永田

**夏休み
特別企画**

みなさま、今年の夏はいかがお過ごしでしょうか？恒例の夏休み特別企画「社会保険・労働関係クイズ」をお届けします。お仕事の合間に、ぜひチャレンジしてみてください！（今回は難問揃い!?!）

問題1 週所定労働日数が5日の労働者が、雇入れから6ヶ月勤務したが、出勤率が8割未満だったため、その時点では年次有給休暇を付与しなかった。その後一年間継続して勤務し、その一年間の出勤率が8割以上だったので、年次有給休暇を10日付与した。

問題2 一週間の所定労働時間が35時間・雇用期間6ヵ月という契約で、67歳の人を雇用した。雇用の時点で65歳に達しているため、雇用保険の被保険者にならない。

問題3 常時雇用する労働者が60人の事業場の事業者が、定期健康診断を行った。「定期健康診断結果報告書」を労働基準監督署長に提出する必要がある。

問題4 基本給が増額したが、残業が少なくなり、残業手当が減ったため、結果的に3ヶ月の平均報酬月額が2等級以上下がった。この場合でも、社会保険の随時改定（月額変更届）の対象になる。

問題1：× 11日付与しなければなりません。

付与しない年があっても、その年も通算した勤続年数により、年次有給休暇を付与します。この場合は、下表により11日付与することになります。

通常の労働者の付与日数	継続勤務年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以降
	付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※パートタイマー等の比例付与の対象になる労働者の付与日数については、あおぞらレター246号をご覧ください

問題2：× 雇用保険の被保険者になります。

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者を雇用した場合でも、雇用保険に適用要件に該当する場合は、雇用保険の被保険者になります。

【参照】あおぞらレター205号 <http://sr-aozora.biz/contents/letter/205.pdf>

問題3：○ 「定期健康診断結果報告書」を提出しなければなりません。

常時50人以上の労働者を使用する事業者が定期健康診断を行ったときは、「定期健康診断結果報告書」を労働基準監督署長に提出しなければなりません。



問題4：× 随時改定の対象になりません。

基本給などの固定的賃金の増額・減額と、実際の平均報酬月額の増額・減額が一致せずに、平均報酬月額が2等級以上の差が出て、随時改定の対象となりません。

■ 月額変更届の要否 …増額 ↑ …減額 ↓

報酬	固定的賃金（基本給・役職手当等等）	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的賃金（残業手当等）	↑	↓	↓	↑	↓	↑
3ヶ月の平均報酬月額(2等級以上の差)		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更届の要否		○	○	○	○	×	×

● 雇用保険の賃金日額の変更（平成30年8月1日～）

下記のとおり育児休業給付、介護休業給付、高齢雇用継続給付の支給上限額が変更されましたのでお知らせします。

- 育児休業給付 支給限度額上限：
支給率67%：299,691円 → **301,299円**
支給率50%：223,650円 → **224,850円**
- 介護休業給付 支給限度額上限：
329,841円 → **331,650円**
- 高齢雇用継続給付の算定に関わる支給限度額：
357,864円 → **359,899円**

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277

解答 & 解説